

令和5年度第4回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年7月20日(木)午前9時30分～午前11時20分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名)
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良一、井上 浩一郎、伊藤 良雄、
片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、
徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男

(2)欠席委員(4名)
上田 正士、小野 基之、海地 博志、吉富 崇子

(3)事務局
岸本局長・森原参事・藤田主幹、浅原副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良一(いとう りょういち) 委員 及び、

井上 浩一郎(いのうえ こういちろう) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、大内御堀、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は26アールとなります。

議案第2号、宮野上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は87アールとなります。

議案第3号、朝田、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第4号、黒川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第5号、鑄銭司、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は37アールとなります。

議案第6号、陶、鑄銭司、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は191アールとなります。

議案第7号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は752アールとなります。

議案第8号は、議案資料11ページの議案第11号から13号及び議案資料12ページから13ページの議案第15号から17号と同一の申請人によるものですので、併せて御説明いたします。

議案第8号及び議案第11号から13号並びに議案第15号から17号、嘉川、阿知須、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する、農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は109アールとなります。

議案第9号は、議案資料14ページから15ページの議案第18号から23号と同一の申請人によるものですので、併せて御説明いたします。

議案第9号及び議案第18号から23号、嘉川、阿知須です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第10号、小郡下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は63アールとなります。

議案第11号から第13号につきましては、先程説明したとおりです。

議案第14号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は12アールとなります。

議案第15号から第23号につきましては、先程説明したとおりです。

議案第24号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は378アールとなります。

議案第25号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は469アールとなります。

議案第26号、阿東地福下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は182アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案

審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

…が営農型太陽光発電をされるのですが、どういう風な営農になるのでしょうか。

事務局

今回の太陽光発電設備につきましては、下部の農地は全て…というところが、榊を営農するとなっております。上部の太陽光発電設備は…が発電を行うという計画で申請が出ております。

…は営農ができませんので、…という農地所有適格法人が榊の栽培を行い、それに支障のない形で…が発電事業を行う、ということになっております。

B委員

農家の方が…に譲渡する形になり、土地そのものは…が持つことになるが、地上権は…と…との契約になるのでしょうか。

事務局

今の土地所有者は…ではないため、今のそれぞれの土地所有者と…が区分地上権を設定する申請となっております。

当然、…は太陽光発電設備が設置されることに了承されているというものが、申請書類の中にあります。

B委員

3条の申請で土地所有者と…で土地売買が行われる、そして元の地主と…とで地上権の設定が行われるということですね。この場合、元の地主にはその権限がないとはならないのでしょうか。

事務局

今の土地の権利を持っているのは、それぞれ申請書に名前のある個人の方となっておりますので、その土地の上に区分地上権を設定するという事で・・・と土地所有者が権利設定の申請をされているところです。

・・・はこの土地になんの権利も有していませんので、・・・と・・・が区分地上権に係る申請を行うことはできない、ということになります。

本日の総会で許可がおりればそれをもって有償移転ができますので、現時点ではまだ各個人の方の持ち物となっています。

C委員

5条で・・・がポール分の0コンマ何㎡を転用する申請をしています。桷を植えるところは・・・、地上権は・・・がそれぞれ申請して、5条で・・・が賃貸借の申請をしています。

地区協議会では、3条と5条の説明が一緒にあったのでわかりやすかったが、議案の24ページの第36号で、土地の一部の5条転用について申請があります。

B委員

3条だけでは理解できないところがあったが、後に5条についても説明があるということですね。わかりました。

事務局

解りにくいのでホワイトボードを使って説明をします。

農地の全部は3条の所有権移転となりますが、区分地上権とは何かというと、この土地の空中部分、パネルが設置される空中部分を・・・が使用するため区分地上権として権利を設定することとなります。

それでは5条は何かというと、支柱部分の面積0.5何㎡となりますが、この部分は農地ではなくなりますので、ここに5条の賃貸借の権利の設定がされることとなります。

最終的に、農地の部分と区分地上権の部分と支柱の部分という3つの申請が出ていますが、農地を・・・、太陽光発電に係る2つを・・・が申請しているという整理になります。

D委員

3条で・・・が農地を買われるが、買われた後にまた・・・と・・・とで区分地上権の設定をされるのでしょうか。

事務局

それは行われません。区分地上権は現在の所有者との間で権利設定されますので。

D委員

…は、農地を買われたとしても、その空中部分の区分地上権という権利はないということになるのでしょうか。

事務局

そうです。

ここについては、太陽光パネルを設置するという権利設定を…が行いますので、当然…については、事前にそのことは承知された上で同意されていますし、書面としてその同意書もいただいています。

D委員

前の所有者は売ってしまった段階で所有権はなくなりますが、その前の所有者と結んだ区分地上権がなぜ残ることになるのでしょうか。

事務局

所有権がある内に区分地上権の設定を行ったからです。

E委員

同時に申請があがってきているため、こういう形になっています。

D委員

本来なら…と…とで区分地上権の設定を行えばいいのではないかと思います。

事務局

そういう形もあり得ます。先に3条で所有権を取得していれば、そういう方法もできます。極端な話をすると、今の所有者さんが営農をされていて、その営農に支障のない部分で太陽光発電を行うという形であったときに、同時に…の申請があったとして、その営農計

画がだめで許可が出なかったとしても、元の所有者が営農を続けるということであれば、区分地上権に係る許可は通ることはあり得ます。ただ、あまりない形ではあります。

将来的に取得する予定の方が所有権を取得してからではないと、この区分地上権が設定できないという形にはなっていません。それは前回の徳地、阿東の時も同じ形であったと思います。

A委員

・・・は営農型太陽光発電設備の申請をしていますが、・・・は営農できないとの説明でしたが、その営農ができない者が営農型として申請はできるのでしょうか。

事務局

できます。

申請書類の中で、パネル下での営農に支障がない見込みについて、様式があるのですが、それに記載してもらい提出いただいています。もちろん・・・の見込みだけでなく、下の作物の知見を有する者の意見を伺うという形になってはいますが、それで支障がないことを確認された上で申請されています。

A委員

農地を持っている人が、そこで櫛を栽培するというのと、それに乗ったような形の申請が・・・はできるということでしょうか。

事務局

はい、そうです。

実際、・・・は、・・・と実際にパネルを作る・・・と手を組んで事業を進めていくことを公表して、今後も同じような形で申請があると思っています。

A委員

・・・と・・・が一緒になって営農型太陽光発電の申請をするならわかりやすいが、・・・だけが営農型太陽光発電の申請をするのがわかりにくいと感じます。

C委員

太陽光発電するのと営農は別々に切り離して考えるのがいいと思います。

太陽光発電するのはいいけど、その下で営農を続ければ営農型になる。同一の人がやることもあるかもしれないけど、今回みたいに別々の人がやることもある。今回は…がやるのかと思っていたが、…だったので「え、…がやるの」となったけども、そういう風な形でできる。…であっても、今まで太陽光をしているメーカーがやりますと言えば問題ないかなと思います。たぶん、…と…は契約を当然結んでいるだろうと思います。

静岡なんかだと、下にお茶を育てている。横に棒を立てて高くすると問題はなく、遮光があった方がいいと。果樹なんか結構やられている。これらは営農がしっかりしているんだけども、今回はどうなんだろうね、という意見はあると思う。

A委員

今の議案の書き方だと、…が…をするという書き方になるような気がします。だから、備考のところに…が下で榊の栽培を行い、一体的に推進するんだという話があるならいいと思うのですが、それが読み込めない形で許可するのはいいのか、となるのはどうだろうかかなと思います。

例えば、議案9ページのところで、譲渡人、譲受人とあって、備考に営農型太陽光発電設備を設置することの記載があるけども、…の話が全然出てこないで、これを認められるかというところがわからない。備考に…の話があれば、営農ができない…が営農型太陽光発電を一体的に推進できるという見方ができるのですが。

事務局

その部分はどうか今後検討していきます。

B委員

同時進行にしなくとも、話がついているなら地主さんと…が3条申請で所有権の移転を行って、許可後に…が5条申請すればいいのではないかと思います。

申請の形として今回はこれが正しかったのでしょうか、もっと別の形はないのでしょうか。

会長

今回は同時に申請があったため、わかりにくい状況になっているのは確か。

B委員

ただ、同時進行の方が双方にとっていいのではないかと思います。…も地上権の設定がないと買い難いとなるのではないのでしょうか。

F委員

…は3条で申請されていますが、柱の下はどれだけの面積になるのでしょうか。

事務局

あくまで農地全ての面積になっています。

委員

それでは、…と…とで地上権の設定になると思うのですが。

事務局

土地の所有権はまだそれぞれ個人の方になっているので、…と個人の方でないと権利の設定ができない状況になっています。

D委員

前の土地所有者と賃貸借契約を結んでいるので、…と賃貸借契約を結ばないとだめなのではないのでしょうか。

C委員

契約というものは先に行った方が勝つので、その契約がある状態で…が買うという形になる。それは…は了解している。この形が売り手、買い手などのそれぞれの思惑を考えると全てにメリットのあるという形なのではないのでしょうか。

会長

これは一時転用だが、10年となっていますが、一時転用は3年ではないのでしょうか。

事務局

認定農業者であれば期間は10年以内にする事ができるとなっています。その他の理由でできるケースもありますが、今回は…が認定農業者ということで10年となっています。

G委員

今後こういった案件は増えていくと思いますが、水路管理とか草刈とか地元との協議はちゃんとしているのでしょうか。

事務局

今回のケースはどうなのかわかりませんが、営農型太陽光発電は、結局その他の5条案件と一緒に周辺同意が許可条件にはなっていません。農業委員会としてこういった施設に対して、周辺の営農などに影響があるのではないかとなったときに、地元との協議や同意を取った方がいいのではないかとさえたりはすると思います。ただ、運用上では同意は絶対ではないとなっています。

A委員

資料の順番で行くと、時系列的に話がおかしいですね。所有権が移転した後に地上権を分離しているというような形になっているように見えます。

だから、こういうのは時系列的に並び替えを行う、先に地上権の話がきて、所有権の移転の話というように流れていかないと、今回のものは所有権が移った後に区分地上権みたいな、所有権がないのに地上権の話があるような資料になってしまう。だから、資料を作られる際にはある程度整理されてから流れに沿ったものがわかりやすいと思います。

事務局

権利設定としては同時かと思っていますが、議案流れについて、区分地上権が先の方がわかりやすいということであれば、そのように検討します。

A委員

でも同時ではないのでしょうか。

営農ができる人とタイアップしてはじめて営農型太陽光発電ができるというものではないでしょうか。

事務局

実際の流れはそうだと思います。しかし、権利設定をどのように進めるかは別の問題と

考えます。ただ、A委員の言われるように営農者と話がついていないとトラブルになりますので、パネル業者、営農者、土地所有者の三者が同時に話し合いをされて、こういう権利設定にしましょうとなって、農地法の申請になっていると思います。そして、申請は同時にできるとなっていますので、今回同時申請になっています。この申請を資料上どう表すかは今後の検討課題と思っています。

H委員

今回の申請に対して確認に行って参りました。

申請上は、…は賃貸借での10年一時転用で、農地の方で柵をやられる…についても同時進行で確認を行ってきました。売買もあれば賃貸もあるということで売買は土地所有者、賃貸は…ということで確認をさせていただきましたのが、これはいま皆さんが言われている同時進行でやってありますので、そのような形になっているとして確認を行っています。

B委員

営農のことで質問があります。

同時進行ということは、植栽してすぐ上に太陽光パネルをやることになるのだと思いますが、上を遮断したら収入とかどうなるのでしょうか。10年といわれているが営農上どうなんでしょうか。

H委員

そのあたりは私たちにもわかりません。

B委員

苗木から植えていく形と思いますが、自分も柵は植えています。しかし、なかなか育たないので、どうなんだろうという思いです。

事務局

言われたとおり、はじめは苗木を植えられるのですぐすぐの収穫には至りませんが、計画上では5年目くらいから少しずつ獲れるようになるようです。6年目より毎年増えていき、10年で成木となるようなので、今度はしっかり収穫できるようになっています。

B委員

5年後に獲れるようになっていくということなら、5年後に営農型とした方がよいのではという印象があります。

事務局

榊自体は直射日光をあびると葉が丸まったり、葉の色が悪くなったりなど、若干遮光があった方が商品としては価値が上がるようです。

H委員

…が全部関わっていらっしゃるようで、川西の土地改良区の関係でも、今圃場整備地内にも…は入って来られようとしています、全とお断りしている状態です。

B委員

先ほど話がありましたが、管理の問題について、…はどこか事務所を借りて常に誰かが常駐して管理するのでしょうか。

農地として管理していくのであれば、溝掘り、草刈りなどの昔からの近隣営農者との集落形成というものがどうなっていくのか気になるところです。

事務局

小郡に事務所を構えると聞いています。そこに連絡すれば、誰かに連絡がつく体制にされることと、植栽などの管理含め、周辺の方と協力しながら運営していきますとの営農計画をいただいております。地元雇用をしながら、草刈りなどしているとのこと聞いております。

会長

…は他の場所でもやられているのでしょうか。

事務局

他県でもやられており、来月ぐらいに…市、…市のあたりでも計画があると聞いています。

F委員

上部の地上権でも賃貸借となってお金のやり取りはされると思いますが、そのお金はどこに行くのでしょうか。

事務局

地上権の件で特に賃料が発生する形になっていなかったように記憶しています。売買は…、支柱については…が賃料を土地所有者に支払う形になります。

F委員

10年経てば地上権は彩の榊に移るという理解でいいのでしょうか。

ポールの契約と地上権の契約がありますが、10年後に契約が切れてから…に移行するというのでしょうか。

事務局

10年経過して再度権利設定をするときには、そのときの所有者との間でなされるので、そのときに…が所有者のままなら区分地上権は…と10年間の設定を行うという申請が出てくると思います。

F委員

…の3条申請で、ポール分の0.6㎡分が引いてあれば納得いくのですが。

I委員

区分地上権の申請は…ですが、今の持ち主とやりとりして、その後で…へ所有権移転されることについて、同時に申請されてなんら問題ないと思います。

区分地上権が設定されているから、例えば売買代金100万円が90万円ですよ、という風になっていると思われそうですが、…としては、…が先に取得し、その後に区分地上権のことを同意しなかったら困るでしょうから、そういう話はされているのではないのでしょうか。

事務局

事前にそういう話はなされていると思います。

I委員

要するに1種農地だからこういうことになるのでしょうかね。

H委員

同時で問題ないと考えます。

これからも同じような申請が出てくる可能性がありますが、私たちの方もこの度勉強させてもらいましたが、そのように理解しています。

C委員

地区協議会のときに、農地の真ん中でやられたときに拒めないのだろうかという意見などありましたが、周りへの支障がある場合はできると聞きましたが、どの程度までできるか、改良区などきちんと農地を守っておられるところについては、強く拒めるよう事務局でも勉強しておいてほしいなと思います。

農薬散布するから拒むとかできるのかもしれませんが、榊が営農と言われれば農業委員会も拒めないとは思いますが。

事務局

出てきた申請を農地法の基準に照らして判断せざるを得ないという実情はございますが、実は営農型太陽光発電については、全国的に問題になっている部分がありまして、一部紹介させていただきます。

営農型太陽光発電で転用許可を得ているが、全国的には18パーセント程度が実際に営農していないということで、当然許可の取り消しなどになるとしても、現在の営農型太陽光発電の運用は農林水産省の通知に基づいてやっておりまして、なかなか法的な位置づけが弱く、他の自治体では実際営農をやっていない太陽光発電設備の対応に苦慮している状況があります。そこで、その運用につきまして来年度以降、農地法施行規則の中で法的に位置付けられる情報がございます。そうなると営農を行っていないことに対し、法に基づいて指導、改善命令等の厳しい対応ができるようになるという情報がございます。

今回、複数の申請が重なって、議案の提案の仕方に分かりづらい箇所があったかもしれませんが、提案の仕方は内部で検討した上で改善していきたいと思っております。全国的な問題につきましては、先ほど申しました様に営農型太陽光発電を法律上に位置づけて、その対応を強化する動きがあります。

H委員

別の話ですが、議案16ページの阿東の件で、議案第24号、25号ですが、それぞれの申請者のご住所が一緒なんで親族なんでしょうが、別々に農業経営されていらっしゃるのでしょうか。

事務局

一緒に農業経営されていて、親子でいらっしゃるが名義はこういう風にわけるということで、このような申請になっています。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案18ページをお開きください。合わせて、参考位置図20ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第27号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の施設管理のための車両進入路を整備して、地役権を設定するものです。

議案第28号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光

発電設備を設置するものです。

議案第29号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸資材・車両置場を整備するものです。

議案第30号、大内問田二丁目、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、吉田、用途地域内の第3種農地に、小売店舗を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、吉田、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第34号、陶、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、嘉川、集団的に存在する第1種農地に、自宅兼絵画修復工房、絵画教室を整備するものです。

この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第36号、嘉川、集団的に存在する第1種農地に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるため、農地法施行令第11条第1項第2号に該当し許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、一時的な転用であり、申請人からは令和15年7月31日

を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第37号、嘉川、公共施設に近い第3種農地に、建売住宅を建築して販売するものです。

議案第38号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第39号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事及び管理に必要な、進入路及び資材置場を整備するものです。

議案第40号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、深溝、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、車両・資材置場を整備するものです。

議案第42号、小郡上郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第43号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地を造成するものです。

議案第44号、佐山、公共施設に近い第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第45号から47号及び議案資料30ページから31ページの、議案第50号から52号は、いずれも同一の事業者による同一事業に関する申請ですので、併せて御説明いたします。

議案第45号から47号及び議案第50号から52号、阿知須、農用地区域内の農地に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年7月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第48号、阿知須、公共施設に近い第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第49号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し、販売するものです。

議案第50号から第52号につきましては、先程説明したとおりです。

議案第53号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第54号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第55号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第56号、徳地山畑、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

J委員

徳地の議案第54号、位置図でいうと43ページ。田んぼの真ん中で太陽光発電するようですが、これは大丈夫ですか。周りの田んぼの人たちは農業できるのか、と思いました。

会長

図面上の申請地の東側、県道に近い方ですが、すでに太陽光発電設備があります。そして、申請地とその上と下について、私が耕作しておりましたが鳥獣害、イノシシの被害に手こずりまして辞めました。地主さんは耕作できないので管理にお困りであったのは確かです。

さらに西側の4反ぐらいだったと思いますが、そこも太陽光発電設備が設置されています。この辺りは、相続などの問題はあるようですが、太陽光の会社と話を進めているようで、今後は太陽光発電設備になっていくという状況にあります。

事務局

位置図では周辺が農地のような記載になっていますが、仮に申請地の隣接地であれば、転用済地の記載するところですが、少し離れておりましたので記載していない状況となっています。

C委員

議案第34号と事業計画変更の議案第58号ですが、申請地が全く同じ場所と思うのですが、申請者も同じで、これは事業計画変更の申請だけでいいのではないのでしょうか。5条申請も必要となるのでしょうか。

事務局

議案第58号については、事業計画変更の審議の場でご説明する予定でしたが、これは事業承継に係る事業計画変更の申請になっています。先に許可を受けた太陽光発電事業者から別の太陽光発電事業者へ事業を承継して良いかという申請と、事業を承継する事業者がこの計画で転用して良いかという、議案第34号の2つがあります。場所は一緒ですが、事業の承継という事業計画変更と第5条の申請が出ているということになっています。

5条申請については、承継した事業者の新たな計画が許可基準に適合するのか審議していただく必要があるので申請がなされています。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第28号、第35号、第36号、第41号、第45号から第47号、第50号から第52号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図46ページを御覧ください。

議案第57号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和3年10月19日付けで、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、公道上へのケーブル配線により公道機能上の懸念が生じたため、申請地の一部を分筆して公道の付け替えを行った上で、既存の公道の一部を事業用地とする計画へ変更したことから、事業用地の面積の変更と工事期間の延長をするものです。

議案第58号、陶、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和2年1月28日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、新型コロナウイルスや世界情勢の影響により、資材の価格高騰が起きたため、事業収入が見込めなくなったことから、他の事業者による事業の継承

を行うことなり、あわせてパネル設置面積と工事期間の変更をするものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区及び川東地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

F委員

先ほど話のあった第58号の件ですが、令和2年に許可を受けてコロナで出来なくなって事業の承継がされたとありますが、5条と同じ事業者になっていますが、それでよろしいのでしょうか。譲受人が変わっていないと思いますが。

事務局

事業計画変更は、先に許可を受けた者から別の者へ事業が承継される内容となっています。その事業を承継した者の計画では、パネルの設置枚数などの変更があり、それも含むこととなります。先ほど審議していただいた5条申請において、土地の所有権は先に許可を受けた者から事業を承継した者へ移ることとなります。

会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更については、すべて「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案37ページをお開きください。

議案第59号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計59筆 109,999㎡でございます。

なお、今月はこのうち9筆13,568㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案の38ページから39ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」としま

す。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案40ページをお開きください。

議案第60号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおり、合計40筆81,104㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を
満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。
す。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画
について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答し
ます。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。
す。

事務局

別冊でお配りしております、議案第61号の資料を御覧ください。

このたびは、阿東地福上、阿東地福下、筆数は96筆、27,940㎡です。

資料1ページに全体の位置を、2ページから4ページに該当農地の筆別詳細を掲載しており、5ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案41ページをお開きください。合わせて、参考位置図48ページを御覧ください。

議案第62号から議案第66号について、一括で説明いたします。

中央地区2件、川西地区3件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第62号から第66号につきまして、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

E委員

報告します。

先だって、有害鳥獣に対する対策の協議会に出させていただきましたが、去年は小郡でのサルの件がありました。各地区それぞれで毎年被害があって、それに対して活動していらっしゃる方のご意見を伺ったのですが、本当に苦労していらっしゃるという思いを抱きました

特に小郡は活発にやってらっしゃる様ですけれども、以前、住宅地に近いところで罠を仕掛けて、それにイノシシがかかった時に、その場で処分をされたのをアパートから写真を撮られ、ネットに上げられて大変な目にあつたと。だからそれ以来、捕まえた重たいものをわざわざ山の奥まで持って行って処分して埋めるといふ、大変な苦労をしていらっしゃる、もうちょっとみんなに理解していただけないかな、という感想を抱きました。

それから、シカが相当迫ってきているということで、気を付けていただけたらと思います。

せめて、農業委員の私たちだけでも、あの方たちの苦労を解ってあげるといいなと思います。先だっても中学校にイノシシの頭が落ちていたというニュースがあって、実は中学校の近くの山に埋めたイノシシを別の動物が掘り出して、運動場に持っていったということでしたが、本当に処分に困っていらっしゃる。たくさん埋めると、埋める所が無くなってきて、どうやって処分しようかという、そこも苦労されているという話も伺いました。

正直、市の担当の方も入れ替わって来られたばかりで、そういった実態もご存じなかって、やってらっしゃる方たちはやりきれない思いだろうな、という風に感じました。

以上です。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。

今回もいろいろな案件ありましたが、営農型太陽光発電が7件一度にあって、事務的にも内容が複雑で、皆さん方も理解に苦勞されたのではないかと思います。帰られてもう一度じっくり中身を整理していただいて、また審議のご協力をお願いしたいと思います。

28日にまた常設委員会がございますが、これからもこういった案件は増えてくるだろうと思いますので、農業会議の方にも県下統一の要領、要綱といえますか、そういったものの提案をしたいと思っておりますし、また研修活動も実施していただくようお願いしていきたいと思っております。

これから梅雨明けとともに暑くなっていきます。皆さん、熱中症等には十分注意されて、この夏を過ぎていただけたらと思います。

今日は大変、お疲れ様でした。

以上、令和5年度第4回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年7月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良一

署名委員 井上 浩一郎

記 録 者 浅原 紀彦